



# 島根県報

平成28年12月16日（金）

号外 第 186 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（        ”        ） 3

# 告 示

## 島根県告示第732号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年12月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	西伯伯太線	安来市伯太町赤屋926番8地先から同地先まで	前	メートル 7.46～ 16.30	メートル 66.90	松江県土整備事務所広瀬土木事業所 道路改良工事 拡幅
			後	11.14～ 20.82	66.90	
〃	須川谷日原線	鹿足郡津和野町日原721番3地先から同107番3地先まで	前	5.30～ 29.50	300.00	益田県土整備事務所津和野土木事業所 道路改良工事 拡幅
			後	8.80～ 29.50	300.00	

## 島根県告示第733号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年12月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	萩津和野線	鹿足郡津和野町森村ハ19番6地先から同番36地先まで	メートル 43.20	平成28年 12月20日	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所	
〃	六日市錦線	鹿足郡吉賀町有飯313番1地先から同392番1地先まで	166.80	平成28年 12月28日		